

令和 4 年 7 月 28 日

第 12 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

## 招集日時及び場所

日時 令和4年7月28日  
午後1時30分～午後4時00分  
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

## 出欠委員

### (1) 出席委員

#### 農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

#### 農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

### (2) 欠席委員

なし

## その他出席者

吉岡、犬渕、倉本、大島

## 会議に付した事件

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農地中間管理権の取得について
- 議案第 4号 農用地利用配分計画について
- 議案第 5号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
- 議案第 6号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第12回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただいまの農業委員の出席は19人で定足数に達しております。  
なお、本日は農業委員、推進委員ともに全員出席です  
議事録署名委員を指名いたします。

6番委員と9番委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局及び調査員の説明をお願いします。

事務局 (議案第1号について総会資料により説明)

議長 4番委員の調査結果の報告をお願いします。

4番 4番です。7月25日、1番委員、31番委員、私と事務局職員で調査、審議した結果を報告いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第7-1から第7-7を私の方で御報告申し上げます。まず、調査の報告をしまして、報告後審議した結果を一括で報告したいと思います。よろしくお願いします。所有権移転7-1、2ページをお開きください。位置図は6ページの左側を御覧ください。申請地は切通小学校から南へ約300m行った所にございます。許可後は先ほど事務局より水稲を耕作するという事でございましたが、このほ場においては去年までは切通小学校の学習園ということで水稲を栽培されていたんですが、水稲にはどうしても水が必要ということで山からの自然水を使うということだったんですが、干ばつがある時は水稲が作れないということで、今後は水稲、干ばつの時は野菜を作ろうということで説明を受けております。申請人との関係は知人でございます。許可後の面積は3,833㎡でございます。

続きまして、7-2、位置図は6ページの左側を御覧ください。申請地は鶴寿園から南へ約300m行った所にございます。許可後は水稲を栽培されるということでございます。現在も水稲を栽培してございました。申請人との関係につきましては他人でございます。許可後の面積は81,154㎡でございます。

続きまして、所有権移転7-3でございます。位置図は7ページの左側を御覧ください。申請地は平和住宅から北へ約500m行った所でございます。許可後は野菜を栽培されるということでございます。申請人との関係でございますが、他人でございます。申請後の面積は3,293㎡ということで、先ほど事務局より御説明がありましたとおりでございます。

続きまして、7-4でございます。7-4は筆数がかなり多くてですね。まず最初に上の4筆、西出水町の4筆を御説明させていただきます。位置図は7ページの右側を御覧ください。出水高校から北西へ約390m行った所でございます。ビワ又梅を栽培するという事でございます。続きまして、上から5番目ですね、福ノ江町の〇〇〇〇番畑ということでございます。位置図は8ページの左側を御覧ください。平和リースから北へ約400m行った所でございます。今後梅、柿を栽培されるということでございます。現在も梅、柿を栽培してございました。続きまして、下二つですね、福ノ江町の〇〇〇〇番外1筆ということで、位置図は8ページの左側を御覧ください。平和リースの道路を挟んだ西側でございました。

現在も梅を栽培されているということでございます。申請人との関係は他人でございます。許可後は、ビワとか梅とか柿を栽培されるということで、面積が12,287㎡でございます。

続きまして、7-5です。3ページをお開きください。位置図は9ページの左側を御覧ください。申請地は、福ノ江郵便局から南西へ約220m行った所でございます。許可後は水稻を栽培されるということで、現在も水稻を栽培されておりました。申請人との関係は親戚関係ということでございます。許可後の面積は14,851㎡でございます。

続きまして、7-6ですが親子間の所有権移転ということで現地調査は事務局の方で行っておりますので協議をいたしました。

続きまして、7-7でございます。位置図は10ページの左側を御覧ください。申請地は福ノ江郵便局から南西へ220mほど行った所でございます。許可後は水稻を栽培されるということでございます。申請人との関係は他人ということでございます。先ほどからありますように許可後の面積は14,851㎡でございます。

以上、所有権移転第7-1から第7-7は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議長 続きまして、1番委員の調査結果の報告をお願いします。

1番

1番です。調査日時等については、先ほど4番委員が述べられましたので省略します。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転第7-8から第7-12と空き家に附属した農地の指定について報告します。

7-8、位置図は10ページを御覧ください。申請地は梅田鉄工から西へ200mほどの位置になります。許可後は水稻を耕作されるということでした。申請人との関係は弟ということでした。

7-9、地積図は11ページを御覧ください。申請地は柏木産業株式会社から北へ170mほど行った位置になります。水稻を耕作されていて、そのまま水稻を耕作されるということでした。申請人との関係は知人ということでした。隣の農地の人が作るということです。

7-10、位置図は11ページを御覧ください。申請地はラ・フォンテいずみの西側にあります。許可後は野菜等を作っていくということでした。申請人との関係は親子関係ということでした。

7-11、位置図は12ページを御覧ください。申請地は東出水小学校から南東280mという位置にあります。現状は雑草が生えている感じだったのですが、許可後はかんしょを耕作されるということでした。申請人との関係は他人という関係です。

7-12、位置図は12ページを御覧ください。申請地はパワーコメリから西へ約270mの所に位置し、許可後は野菜等を耕作されるということでした。申請人との関係は知人です。空き家に附属した農地の指定申請と同時申請ということになります。

次に5ページの空き家に附属した農地の指定についてですが、所有権移転申請第7-12で説明しましたので省略します。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長

ございませんか。ないようですので、調査員の報告では全件許可相当、空き家に附属した農地の指定については差支えないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転については全件許可、空き家に附属する農地の指定については差支えないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

なお、私を含めて該当の委員さんがいらっしゃいますので、協議に従って退室をお願いします。まず私の案件になりますので、議事進行を会長職務代理の18番委員にお願いしまして退室をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(会長 退室)

職務代理 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第2号申請番号7-2について総会資料により説明)

職務代理 事務局の説明が終わりました。1番委員、審議結果の報告をお願いします。

1番 1番です。7月25日、4番委員、31番委員と事務局職員で審議した結果を報告します。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

職務代理 事務局及び調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(なしの声あり)

職務代理 御意見、御質問がないようですので、調査員の報告どおり適当と決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

職務代理 それでは、調査員の報告どおり適当と決定いたします。会長の入室を求め、議長をお返しいたします。

(会長 入室)

議長 続きまして、18番委員が該当しますので退室をお願いします。

(18番委員 退室)

議長 事務局をお願いします。

事務局 (議案第2号申請番号7-4から7-6について総会資料により説明)

議長 1番委員、審議結果の報告をお願いします。

1番 1番です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明、報告が終わりました。御意見、御質問をお受けします。

議長 ないようです。調査員からは適当と報告されましたが、調査員の報告どおり適当と決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定します。

(18番委員 入室)

議長 続きまして、13番委員の退室をお願いします。

(13番委員 退室)

議長 事務局をお願いします。

事務局 (議案第2号申請番号7-34について総会資料により説明)

議長 4番委員、審議結果の報告をお願いします。

4番 4番です。ただいま事務局から説明がありました案件については再設定でもあり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、適当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明、報告が終わりました。御意見、御質問をお受けします。  
(なしの声あり)

議長 ないようです。調査員からは適当と報告されましたが、調査員の報告どおり適当と決定してもよろしいでしょうか。  
(はいの声あり)

議長 それでは、調査員の報告どおり適当と決定します。  
(13番委員 入室)

議長 引き続き総括表に基づいて事務局の説明をお願いします。

事務局 (総括表に基づき説明)

議長 4番委員、審議結果の報告をお願いします。

4番 4番です。ただいま事務局から説明がありました案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、全件適当と判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明、報告が終わりました。御意見、御質問をお受けします。

議長 10番委員どうぞ。

10番 10番です。質問なんですが、再設定のところなんですが、再設定する前に2年くらい切れていたと、そうしたら2年切れたら新規設定しなければいけないとのことで、私は別に書面をもらいに行ったんですが、そうしなくても再設定は2年間空いていてもできるんですか。同じ人が借り人なんですが途中2年くらい抜けていたと。所有権設定が新規ですか再設定ですかどっちだと思いますか。

議長 私もそれがあつた時は、すみませんけど新規でしてくださいと言ったことがあつたんですが、そこらあたりはどうですか。同じ人が結局期限が切れて申請をせずに、更に今度はそれに気づいて申請をした時に新規設定なのか再設定なのかという。

事務局 通常、新規設定といいますのは、新たに今まで貸し借りがなかったものについて新たに設定された場合は新規設定と、あるいは耕作者が全く別の方が今まで作っていた方が新たな人へ変わった場合を新規設定としておりました。再設定をする場合期間が空いたりする場合もありましたが、それについても同じ方の貸し借りについては再設定ということで捉えておりました。

議長 そういうことだそうですが、よろしいですか。

10番 はい、わかりました。ただ、さっき言ったように新規でしてくださいと言われたものから。はい、いいです。わかりました。

議長 ほかにありませんか。

議長 ないようです。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、調査員の報告どおり決定してよろしいでしょうか。  
(はいの声あり)

議長 それでは、議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号農地中間管理権の取得

について及び議案第4号農用地利用配分計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第5号編入第1項について総会資料により説明)

議長 7番委員をお願いします。

7番 7番です。7月26日、8番委員と20番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。車では現地まで行けなかったということで、写真と地図での確認をいたしました。申請地につきましては、高尾野町江内、江内中学校から北へ700mほどに位置し、果樹が作付けされている畑1筆、3,032㎡です。優良な農地で、現在も果樹を適正に管理されており、今後改植事業を実施し農業経営の改善を図るためのもので、問題ないと思われ、調査の結果、今後も農地として有効活用される見込みがあると思われ、農用地区域への編入は適当と判断しました。以上です。

議長 除外申請についてをお願いします。

事務局 (除外第1項について説明)

議長 7番委員をお願いします。

7番 7番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略します。地図につきましては50ページの左側にありますので御覧ください。申請地は、平和町、株式会社ヒラヤマから東へ200mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。申請面積は、資材置場の敷地面積として3,786㎡であり、妥当であると思えます。一体利用地として宅地3筆があります。造成につきましては、現状のまま利用し、隣接地周囲にはブロック塀を設置する予定だそうです。雨水については道路側溝を利用することですが、雨水につきましては地下浸透も考えられます。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。以上です。

議長 続きまして第2項、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第2項について総会資料により説明)

議長 3番委員をお願いします。

3番 3番です。7月26日、5番委員、32番委員と私と事務局職員で調査、審議した結果を報告いたします。除外申請第2項です。地積図は50ページ右側を御覧ください。申請地は、西出水町、リハシップあいから北へ150mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、貸家2棟を建築する敷地面積として、510㎡であり妥当と思われ、造成は現状のまま利用し、生活雑排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝を利用されます。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断しました。以上です。

議長 第3項、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第3項について総会資料により説明)

議長 7番委員をお願いします。

7番 7番です。除外の第3項になります。地図につきましては51ページになります。調査日

等につきましては、先ほど報告したので省略します。申請地につきましては、高尾野町上水流、マルイふれあいサービスステーションから南西へ400mに位置し、現在は不耕作の畑です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として443㎡であり、妥当であると思われます。造成につきましては、道路より20cm程度盛り土をされるそうです。隣接地周囲にはブロック塀を設置する予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水につきましては、北側の水路を利用されるということです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、やむを得ないと判断しました。以上です。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 16番委員どうぞ。

16番 16番です。除外の第1項目のところなんですけど、〇〇さん、産廃業者なんですけど申請理由に資材置き場にするためとあるんですが一般的にどういうものなのか教えてもらえませんか。

7番 すぐ近くなんですけれども、どうしても砕石とかそういう資材等が置き場が不足するという、敷地にも敷きながら、色んなものが置き場がなくなったということで、また、拡張したいということのようでした。

事務局 〇〇さん、各所にコンテナを収集するように置いてるんですけど、その交換用の増えてきた空きコンテナ23個を置きたいと、それに伴う運搬用の車、重機、今ありましたとおり再生用の砕石等をここに置きたいということでございました。以上です。

16番 住宅等も近くにありますので、そのへんどうなのかなという質問をしました。

議長 よろしいですか。

16番 はい。

議長 ほかにございませんか。

議長 17番委員どうぞ。

17番 17番です。今質問がありました〇〇さんのことですが、ちょっと前にも造成して更地にした案件がありまして、周辺農地からも苦情が出たり排水が悪くなったとかいろいろなそういう問題が出たみたいだったんですが、砕石、コンテナ、その他の資材置き場にするに当たって、周辺農地、民家等にそういう苦情が出ないように排水だけは十分周りに排水溝を設置してもらって、いろいろとそういう周辺からの苦情が出ないように対策を講じていただくようお願いできればと思っています。以上です。

事務局 わかりました。そのように伝えます。

議長 ほかにございませんか。調査員の報告では編入については適当、除外についてはやむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第5号農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見については適当、やむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号農地法第5条事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第6号第1項について総会資料により説明)

議長 5番委員をお願いします。



5番 5番です。7月26日、3番委員と32番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、特産館いずみから南へ200mほどに位置しており、地積図は53ページです。申請地は平成23年度（西暦2011年）に許可があり、葬儀会社の店舗となる予定だったものの店舗が建つことはなく手つかずだった土地です。今回の申請では出水酒造の工場長さんの住居及び工場で不足している駐車場になるそうです。工場で何かあった時にすぐに駆けつけられるように工場長さんは近くに住んでいた方がいいということでした。申請地は店舗予定地だったそうですが、建築物らしきものがなく不作地の農地でした。草刈りが済んでいました。隣接する畑は木が何本か植えられている状態で、申請地との境には、ブロックを設置する予定だそうです。申請地には道路からの進入路を作り、申請地の隣の畑への進入路としても使えるそうで、農地への影響はなさそうです。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は道路わきの水路に流がすそうです。調査の結果、平成23年度に許可した事業計画は遂行できず、事業計画の変更は承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。ないようです。調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第6号農地法第5条事業計画変更申請については、承認と決定いたします。

議長 続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号第7-1項について総会資料により説明)

議長 3番委員をお願いします。

3番 3番です。第7-1項です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略いたします。地積図は61ページの右側を御覧ください。申請地は、五万石町、西出水駅から東へ450mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、駐車場の敷地面積として121㎡であり、妥当と思われます。一体利用地として〇〇〇番〇の宅地があり、ここに2階建て4部屋の貸アパートを建て、その駐車場として利用するそうです。造成は現状のまま利用し、隣接する農地との境界にはブロックを設置する予定です。生活雑排水は下水道で、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第7-2項の説明をお願いします。

事務局 (第7-2項について説明)

議長 3番委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番です。第7-2項です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略します。地積図は61ページの右側を御覧ください。申請地は、上知識町、出水自動車教習所から東へ200mほどに位置し、現在不耕作の畑で1mくらいの雑草が生えていました。申請面積は、一般住宅1棟の敷地面積として521㎡であり、一般住宅の基準である500㎡を超えていますが、土地の形状が長細く、前面道路が狭く2mのセットバックの必要があるため等の理由書が添付されています。妥当と思われます。隣接する〇〇〇番の畑は、先に第5条申請の許可も出ています。造成については、現状の敷地に合わせて30cm程度盛り土をし、隣

接する境界には既存のブロックが設置されております。生活雑排水は下水道へ、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第7-3項の説明をお願いします。

事務局 (第7-3項について説明)

議長 8番委員、調査の報告をお願いします。

8番

8番です。7月26日、7番委員と20番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。第7-3項でございます。申請地は、野田町下名、野田女子高校から北へ200mほどに位置し、現在不耕作の畑であります。位置図は62ページの左側を御覧ください。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として471㎡であり、妥当であると思われます。造成については、道路からの進入口部分を50cm程度切り土して、隣接地等との境界には、土留め工事をする予定であります。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 事務局第7-4項の説明をお願いします。

事務局 (第7-4項について説明)

議長 8番委員、調査の報告をお願いします。

8番

8番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略します。第7-4項であります。申請地は、高尾野町江内、株式会社マルトミフーズ江内工場から西へ80mほどに位置し、現在不耕作の畑です。一体利用地として雑種地1筆があります。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として453㎡であり、妥当であると思われます。造成については、道路からの勾配があるので、勾配補正のため0.5mから1.5mの範囲で盛り土、切り土を実施し、法面保護工事をする予定であります。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして、事務局第7-5項の説明をお願いします。

事務局 (第7-5項について説明)

議長 1番委員、調査の報告をお願いします。

1番

1番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略します。申請地は、境町、切通小学校から南へ230mほどに位置し、水稻が作付けしてある水田です。今年度の稲作終了後、転用する予定になっています。申請面積は、会社の駐車場として利用する面積として1,052㎡であり、妥当であると思われます。申請地図63ページを御覧ください。〇〇〇番〇の水田を駐車場にする予定であり、道路高まで約2.5mの盛り土をして、隣接地ですね、道路の反対側にまた段差があるので、境界にはL型よう壁を設置する予定です。雨水については、申請地中央部に側溝を設け溜りに水を溜めて、上側に排水路があるので、そこへ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局第7-6項の説明をお願いします。

事務局 (第7-6項について説明)

議長 3番委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番です。第7-6項です。調査日等については、先ほど報告いたしましたので省略します。地積図は63ページの右側を御覧ください。申請地は、大野原町、リハシップあいから南へ50mほどに位置し、現在不耕作の畑です。申請面積は、駐車場及び貸駐車場として340㎡であり、妥当と思われます。現在2世帯住宅の四大家族で車を4台保有し、義理の母が喫茶店を開いておりますので、既存の駐車場は客用として利用されます。造成は砂利を入れて慣らす程度で利用し、隣接する境界にはブロックが既に設置されております。雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 続きまして、事務局第7-7項の説明をお願いします。

事務局 (第7-7項について説明)

議長 3番委員、調査の報告をお願いします。

3番 3番です。第7-7項については、48ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第2項で説明しましたので省略いたします。許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、事務局第7-8項の説明をお願いします。

事務局 (第7-8項について説明)

議長 5番委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請地は西出水町、出水高校から西へ200mほどに位置しています。地積図は64ページの右側です。一筆を二つに分けてあり、斜線部下半分が申請地です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として483㎡であり、妥当であると思われます。申請地は不耕作の畑で土地が高くなっているため、雨で土砂が下に崩れるのを防ごうと、先に申請地の敷地の境にL型よう壁が設置されていました。地積図の申請地の上の畑○○○番とその隣の田○○○番は転用済みです。その隣の畑○○○番との間にあるのは水路でした。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、事務局第7-9項の説明をお願いします。

事務局 (第7-9項について説明)

議長 5番委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。地積図は65ページ左側です。先ほど報告した申請番号7-8項の隣の土地になり、申請面積は、貸家1棟を建築する敷地面積として266㎡であり、妥当であると思われます。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝へ流すとのことです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、事務局第7-10項の説明をお願いします。

事務局 (第7-10項について説明)

議長 5番委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番です。調査日等については、先ほど報告したとおりです。地積図は65ページ右側です。斜線部上部に申請地と書かれた所が今回の申請地で、残りの斜線部は3か月前に転用許可済みになっています。住宅が7軒建築される予定です。今回の申請地は、大野原町、Aコ

ープ西出水店から西へ200mほどに位置し、不耕作の畑です。申請面積は、資材置場の敷地面積として119㎡で妥当であると思われます。造成は現状のまま利用し、隣接する土地との境界にはブロックが設置されていました。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、事務局第7-11項の説明をお願いします。

事務局 (第7-11項及び関連がありますので第7-101項についてあわせて説明)

議長 8番委員、調査の報告をお願いします。

8番 8番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略いたします。申請地は、高尾野町下水流、下水流小学校から北へ200mほどに位置し、現在不耕作の畑です。所有権移転第7-11項、と使用貸借権の第7-101項との申請で、地図は66、69ページを御覧ください。申請面積は、一般住宅、通路及び駐車場の面積として807㎡であり、一般住宅の基準である500㎡を超えていますが、側面道路からの進入通路及び駐車場、上下水道の敷地に必要なため等の理由書が添付されており、妥当であると思われます。造成については、最高で50cm程度盛り土をして、隣接地境界には、土留め工事を行い土砂が流出しないような措置をとるそうです。生活雑排水は下水道へ、雨水については、道路側溝を利用するとのこと。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続きまして、事務局第7-12項の説明をお願いします。

事務局 (第7-12項について説明)

議長 5番委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番です。調査日等については、先ほどのとおりです。地積図は66ページ、右側です。斜線部の中に申請地と記載してある所です。申請地は、大野原町、Aコープ西出水店から北西へ350mほどに位置し、植木が植わっていました。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として172㎡であり、妥当であると思われます。造成は20cmほど盛り土し、隣接する土地との境界にはブロックを設置する予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は道路下に配水管を通し少し離れた道路に入っている暗渠に流す予定です。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局第7-13項の説明をお願いします。

事務局 (第7-13項について説明)

議長 7番委員、調査の報告をお願いします。

7番 7番です。調査日等については、先ほど報告しましたので省略いたします。第7-13項、地図につきましては67ページの左側になります。この項につきましては、48ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第3項で説明しましたので省略いたします。審議の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 事務局第7-14項の説明をお願いします。

事務局 (第7-14項について説明)

議長 5番委員、調査の報告をお願いします。

5番 5番です。調査日等については、先ほど報告したとおりです。本件については、資料52

ページ、農地法第5条事業計画変更申請で説明しましたので省略します。審議の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局第7-15項の説明をお願いします。

事務局 (第7-15項について説明)

議長 7番委員、調査の報告をお願いします。

7番 7番です。調査日等につきましては、先ほど報告しましたので省略いたします。第7-15項、地図につきましては68ページの左側でございます。申請地は、平和町、株式会社畑中食品の東側に位置し、緑化樹が作付けされている畑8筆です。申請面積は、冷凍倉庫兼包装工場を建築する面積としまして14,991㎡であり、妥当であると思われます。造成につきましては、そのまま利用されるということです。隣接地周囲にはブロック塀等を設置し、3m程度の緑地帯も設置する予定であるそうです。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については、道路側溝を利用されるということです。なお、360トン程度の調整池も設けられるということです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、事務局第7-16項の説明をお願いします。

事務局 (第7-16項について説明)

議長 7番委員、調査の報告をお願いします。

7番 7番です。調査日等につきましては、省略いたします。第7-16項につきましては、地図は68ページの右側になります。この項につきましては、48ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第1項で説明しましたので省略いたします。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。以上です。

議長 以上、農地法第5条の規定による許可申請についての事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 4番委員どうぞ。

4番 4番です。60ページの第7-101なんですが、使用貸借権ということで事務局にお聞きしたいんですが、譲渡人と譲受人の関係を教えていただけませんか。どうしても金額が発生して所有権移転じゃないものですから、この地図を見ると奥の方になるものですから譲渡人と譲受人の関係を教えてください。よろしくをお願いします。

事務局 たぶん説明はしたと思いますが、お祖父さんになります。

4番 わかりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

議長 ないようです。調査員の報告では、全件許可相当との報告を受けましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請については、全件許可相当と決定します。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○令和4年度農地パトロール（農地利用状況調査）について（事務局説明 省略）

- 公務災害補償制度の更新（保険料徴収）について(事務局説明 省略)
- ポロシャツの追加注文について(事務局説明 省略)
- 活動記録簿の提出依頼について(事務局説明 省略)
- 最適化活動取り扱いの変更について(事務局説明 省略)

議長 以上をもちまして第12回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長 印

番 印

番 印